公布された条例のあらまし

◇静岡県部設置条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

令和2年度の組織改編に伴い、文化・観光部をスポーツ・文化観光部に改めるほか、必要な改正を行いました。(第1条、第2条関係)

2 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。

◇地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項に基づく職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、知事が静岡県立美術館の設置、管理及び廃止に関する事務を所掌することとしたことに伴い、必要な改正を行いました。

2 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県発達障害者支援センター診療所の設置、管理並びに使用料及び手数料に関する条例を廃止する等の 条例

1 廃止等の理由

静岡県発達障害者支援センターの運営体制の見直しをすることとしたことに伴い、関係する条例の廃止 等を行いました。

- 2 内容
 - (1) 静岡県発達障害者支援センター診療所の設置、管理並びに使用料及び手数料に関する条例を廃止することとしました。(第1条関係)
 - (2) 静岡県職員の特殊勤務手当に関する条例について、必要な改正を行いました。 (第2条関係)
- 3 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。

- ◇静岡県立職業能力開発施設の設置、運営及び授業料等に関する条例及び職業能力開発促進法第15条の7第 1項ただし書に規定する静岡県立職業能力開発施設以外の施設で行うことができる職業訓練等を定める条 例の一部を改正する条例
- 1 改正の理由及び内容

静岡県立工科短期大学校を設置することとしたこと等に伴い、次の条例について必要な改正を行いました。

(1) 静岡県立職業能力開発施設の設置、運営及び授業料等に関する条例

- (2) 職業能力開発促進法第15条の7第1項ただし書に規定する静岡県立職業能力開発施設以外の施設で行うことができる職業訓練等を定める条例
- 2 施行期日

この条例は、一部の規定を除いて、令和3年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県水産技術研究所富士養鱒場観覧料徴収条例及び静岡県水産技術研究所浜名湖分場体験学習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

静岡県水産技術研究所の名称を静岡県水産・海洋技術研究所とすることとしたことに伴い、次の条例について必要な改正を行いました。

- (1) 静岡県水産技術研究所富士養鱒場観覧料徴収条例
- (2) 静岡県水産技術研究所浜名湖分場体験学習施設の設置及び管理に関する条例
- 2 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県立学校設置条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

静岡県立特別支援学校施設整備基本計画に基づき、新たに静岡県立伊豆の国特別支援学校及び静岡県立 浜松みをつくし特別支援学校を設置することとしました。(別表第3関係)

2 施行期日

この条例は、令和3年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県職員定数条例及び静岡県職員倫理条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

静岡県立農林環境専門職大学等の設置に伴い、必要な改正を行いました。

- 2 内容
 - (1) 知事の事務部局の職員に大学の職員を追加し、その定数を70人としました。 (静岡県職員定数条例第2条関係)
 - (2) 教育公務員等に関する特例を追加しました。 (静岡県職員倫理条例第8条関係)
- 3 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県特別会計職員定数条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

静岡県立静岡がんセンターの診療機能の拡充等に対応するため、がんセンター事業職員の定数を1,087人から1,145人に改めました。(第3条関係)

2 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県教育委員会職員等定数条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律等に基づき、職員の定数を次のとおり改めました。(第2条関係)

区分	改正前	改正後
学校の職員	8,404人	8,271人
県費負担教職員	11,312人	11,366人

2 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。

◇職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 改正の理由及び内容
 - (1) 静岡県教職員の給与に関する条例の改正に伴い、引用する条項を改めました。(第9条関係)
 - (2) その他必要な改正を行いました。
- 2 施行期日

この条例は、一部の規定を除いて、令和2年4月1日から施行することとしました。

◇知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

1 制定の理由

地方自治法の改正に伴い、知事等の損害賠償責任の一部免責について必要な事項を定めるため、条例を制定しました。

2 内容

知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等の県に対する損害賠償責任の一部を免責することとしました。(第2条関係)

3 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

地方公務員法等の改正により、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、必要な改正を行いました。(第5条関係)

2 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

従事する業務の実情を考慮して、部活動の指導業務に従事した場合の教員の特殊業務手当の支給額を見 直しました。(第5条関係)

2 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令に基づき厚生労働大臣が定める令和2年度及び令和3年度における財政安定化基金拠出率が定められたことに伴い、県が静岡県後期高齢者医療広域連合から徴収する財政安定化基金拠出金の額を算定するための拠出率を100,000分の40から100,000分の38に改めました。(第2条関係)

2 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例

- 1 改正の理由及び内容
 - (1) 受益者負担の適正化を図るため、圧縮水素自動車燃料装置用容器の容器検査等に係る手数料を新設しました。(別表関係)
 - (2) 毒物及び劇物取締法等の改正に伴い、必要な改正を行いました。(別表関係)
 - (3) 受益者負担の適正化を図るため、毒物又は劇物の製造業及び輸入業の登録票の書換え交付等に係る手数料を新設しました。(別表関係)
 - (4) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の改正に伴い、簡易な評価方法による認定に係る手数料を新設しました。(別表関係)
 - (5) 静岡県金属くず営業条例の改正に伴い、金属くず商許可証の書換えに係る手数料を新設しました。 (別表関係)
 - (6) パーキング・チケットの発給を終了することとしたことに伴い、パーキング・チケット発給手数料を 廃止しました。(別表関係)
 - (7) その他必要な改正を行いました。
- 2 施行期日

この条例は、一部の規定を除いて、令和2年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県立看護専門学校の設置、管理及び授業料等に関する条例等の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

大学等における修学の支援に関する法律の制定の趣旨を踏まえ、学生の修学に係る経済的負担を軽減することとしたことに伴い、次の条例について必要な改正を行いました。

- (1) 静岡県立看護専門学校の設置、管理及び授業料等に関する条例
- (2) 静岡県立農林大学校の設置、管理及び授業料等に関する条例
- (3) 静岡県立農林環境専門職大学等の設置、管理及び授業料等に関する条例
- 2 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県工業技術研究所の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

富士工業技術支援センターに新たな機械を導入することとしたことに伴い、使用料の上限額を改めました。(別表関係)

2 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県漁港管理条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

県が管理する漁港施設の占用等に係る許可の期間の上限を見直したことに伴い、必要な改正を行いました。(第13条関係)

2 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県建設事業等市町負担金徴収条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

津波避難対策緊急事業を実施することとしたことに伴い、必要な改正を行いました。 (別表関係)

2 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

- 1 改正の理由及び内容
 - (1) 県と市町で協議が調った事務を令和2年度当初から移譲することとしたことに伴い、新たに市町が処理することとなる事務の追加等をする改正を行いました。(別表第1関係)
 - (2) 卸売市場法等の改正に伴い、現在、市町が処理することとしている事務の削除等をする改正を行いました。(別表第1関係)
 - (3) その他必要な改正を行いました。
- 2 施行期日

この条例は、一部の改正を除いて、令和2年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例

- 1 改正の理由及び内容
 - (1) 浄化槽法の改正により、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する事項を条例で定めることとされたことに伴い、必要な改正を行いました。 (第9条関係)
 - (2) その他必要な改正を行いました。
- 2 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県が設立する公立大学法人に係る地方独立行政法人法第19条の2第4項に規定する条例で定める額を 定める条例

1 制定の理由及び内容

地方独立行政法人法の改正に伴い、静岡県が設立する公立大学法人の役員等の当該法人に対する損害賠償責任の一部免除のために必要な額を定めました。

2 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。

◇地方独立行政法人静岡県立病院機構に係る地方独立行政法人法第19条の2第4項に規定する条例で定める額を定める条例

1 制定の理由及び内容

地方独立行政法人法の改正に伴い、地方独立行政法人静岡県立病院機構の役員等の当該法人に対する損害賠償責任の一部免除のために必要な額を定めました。

2 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。

◇無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例

1 制定の理由

社会福祉法の改正により、無料低額宿泊所の設備及び運営の基準を条例で定めることとされたことに伴い、条例を制定しました。

2 内容

無料低額宿泊所の設備及び運営の基準を定めました。 (第3条、第4条関係)

3 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。

◇食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

食品衛生法の改正に伴い、公衆衛生上講ずべき措置に関し必要な基準を削除するほか、必要な改正を行いました。 (第1条~第3条、別表第1~別表第3関係)

2 施行期日

この条例は、令和2年6月1日から施行することとしました。

◇静岡県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

動物の愛護及び管理に関する法律の改正に伴い、必要な改正を行いました。(第2条、第17条関係)

2 施行期日

この条例は、令和2年6月1日から施行することとしました。

◇静岡県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容 、、 覚せい剤取締法の改正に伴い、必要な改正を行いました。

2 施行期日

この条例は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する 法律の施行の日から施行することとしました。

◇静岡県卸売市場条例を廃止する条例

1 廃止の理由

卸売市場法の改正に伴い、静岡県卸売市場条例を廃止することとしました。

2 施行期日

この条例は、令和2年6月21日から施行することとしました。

◇静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例の一部を改正する条例

- 1 改正の理由及び内容
 - (1) 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定の趣旨を踏まえ、自動販売機等管理者の欠格条項を改めました。(第10条の6関係)
 - (2) 青少年を取り巻く環境の大きな変化を考慮し、青少年のための良好な環境整備を図るため、青少年に対して児童ポルノ等の提供を求める行為を禁止し、悪質な行為については、30万円以下の罰金に処することとしました。(第14条の5、第21条関係)
 - (3) その他必要な改正を行いました。
- 2 施行期日

この条例は、一部の規定を除いて、令和2年7月1日から施行することとしました。

◇静岡県金属くず営業条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

金属くずを取り扱うことを業とする者の許可の基準等を見直したことに伴い、必要な改正を行いました。

2 内容

- (1) 金属くず商の許可の基準を改めました。 (第4条関係)
- ② 金属くず商の許可の手続及び変更の届出について定めました。 (第4条の2、第6条の3関係)
- ③ 金属くず商の許可証等の携帯等について定めました。(第6条の2関係)
- (4) 帳簿等の記載及び保存期間について定めました。(第12条関係)
- (5) 金属くず行商の届出の手続及び変更の届出について定めました。(第18条の2、第20条の2関係)
- (6) 金属くず行商の行商の証等の携帯等について定めました。(第20条関係)
- (7) 条例の違反者に対する罰則を改めました。(第25条、第26条関係)
- (8) その他必要な改正を行いました。
- 3 施行期日

この条例は、令和2年10月1日から施行することとしました。

◇静岡県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

国の交付金を原資とした基金を活用して行う事業の実施期限を延長することとしたことに伴い、条例の 有効期限を令和3年3月31日に改めました。(附則第2項関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇静清広域都市計画事業静清土地区画整理事業施行規程を廃止する条例

1 廃止の理由

静清広域都市計画事業静清土地区画整理事業の終了に伴い、静清広域都市計画事業静清土地区画整理事業施行規程を廃止することとしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇静岡県議会委員会条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

県の組織改編に伴い、文化観光委員会の所管を改めました。(第2条関係)

2 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。